

空知教育センター組合監査委員訓令第 1 号

空知教育センター組合監査委員の所管に係る個人情報の保護に関する規程

滝川市の条例の準用に関する条例（昭和55年空知教育センター組合条例第 2 号）第 1 条において準用する滝川市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年滝川市条例第 1 号）の施行については、滝川市の規則の準用に関する規則（昭和56年空知教育センター組合規則第 2 号）第 2 条第 1 項において準用する滝川市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和 5 年滝川市規則第20号）の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。